

ID: 109

担当部署: 町民生活課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町墓地条例 第11条		
例規番号	昭和50年条例第14号		
【基準】 第11条の規定による。 (使用料) 第11条 墓地の使用料は、1区画180,000円とし、許可の際徴収する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日